

産業廃棄物収集運搬業許可に関する留意点

○ 標準処理期間

標準処理期間とは、申請を收受してから処分(許可)をするまでに通常要すべき標準的な期間です。

宮城県における産業廃棄物収集運搬業許可の標準処理期間は60日
(土日祝日及び補正期間を除きます。)です。

○ 審査基準

産業廃棄物収集運搬業許可の審査基準は以下のとおりです。

施設及び申請者の能力に係る基準

1. 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
2. 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
3. 次に掲げる者が産業廃棄物の収集又は運搬に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認める者であること。
○申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
○申請者が個人である場合には、該当者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
4. 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

欠格事項に係る基準

1. 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
 - イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 廃掃法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ホ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
 - ヘ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
3. 営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1又は2のいずれかに該当するもの
4. 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
5. 個人で政令で定める使用人のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
6. 暴力団員等がその事業活動を支配するもの